

南北朝・室町時代の大乗寺・永光寺・總持寺

原田正俊

はじめに

南北朝・室町時代における曹洞禪の歴史は複雑であり、大乗寺・永光寺・總持寺といった拠点寺院についても寺史などの成果物はあるものの、その歴史は十全に議論されているとはいえない。道元の思想などについては詳細な思想史的・書誌的研究があるものの、中世の曹洞宗教團の在り方については、日本史の上でどう位置づけていくかについて、十分な検討がなされているとはいえない。また、様々な門派が全国的に規模で広がる曹洞宗の歴史は、宗門外の人々にとっては非常にわかりにくいものとなつていても事実である。

戦国期以降、永平寺・總持寺の両本山が「曹洞之本寺」「出世之地」として成長し、元和元年（一六一五）徳川幕府によつて永平寺・總持寺に曹洞宗法度が出されることにより、曹洞宗内の両本山体制は確立した。しかし、これ以前、中世の史料上にみえる曹洞宗内の寺院秩序は全く異なつたものである。

（一五九二）にかけて朝廷に働きかけその地位の確立を競い、曹洞宗の僧徒が両寺住持職の獲得に熱心であつた様子は、広瀬良弘氏の詳細な研究によつて明らかにされてきている。また、中世における永光寺や永光寺輪住制度については、東隆真氏⁽¹⁾、広瀬良弘氏⁽²⁾、さらに近年は伊藤良久氏による実証的な研究も発表され、次第に明らかになつてきている。總持寺については原田弘道氏⁽³⁾の研究をはじめ輪住制などを中心に寺院組織の問題が考察されてきている。

本稿では、こうした研究状況をふまえ、もつとも研究が立ち後れている南北朝・室町時代の曹洞宗内の寺院秩序、寺格の問題を考察し、中世後期の曹洞禪の在り方を明らかにしていきたい。むろん全国に展開する曹洞禪の動向を一覧することは不可能であるので、その後の宗派内秩序に大きな影響力を持ち、中世後期において最も注目される加賀能登の拠点寺院を中心にはじめて検討していきたい。

この時代の研究が可能となつたのは、近年、曹洞宗寺院の

文書がずいぶん公刊されてきたことにある。これまでにも、大久保道舟氏による『増補曹洞宗古文書^{〔6〕}』が刊行されているが、編集方針により、偽文書と見られるものも多数収録され、使用にあたっては注意を要した。加賀能登に関わる史料集として有名な『加能史料^{〔7〕}』の刊行は、戦国期まで進み、編年史料集のなかで、当地域の曹洞宗寺院文書を検索することが可能となつた。さらに、永光寺に関してはこれまで羽咋市史編纂委員会編『羽咋市史』中世・寺社編（一九七五年）があり、井上銳夫氏による古文書解説がある。また、羽咋市教育委員会編『永光寺史料調査報告書』（一〇〇〇年）が出来、第一章東四柳史明氏「永光寺の歴史」第七章室山孝氏「中世文書」があり、古文書調査が進展した。もと總持寺があつた石川県門前町の『新修門前町史』資料編一・通史編（一〇〇四・二〇〇六年）、大乗寺があつた石川県の『野々市町史』資料編一（一〇〇五年）が出版され、さらに『金沢市史』通史編^{〔8〕}などの刊行が相次ぎ、これらの寺々の古文書、文化財などを総合的に見ることができることになったことは大きな成果である。『新修門前町史』『野々市町史』資料編には簡便ながらも行き届いた解説が付き、室山孝氏による解説は曹洞宗寺院の古文書を精査した有益な論が述べられており、大いに参考になる。また、この他、大乗寺・永光寺の展覧会図録^{〔9〕}多くの情報をもたらしてくれる。

また、本稿をまとめ以前、数年前から總持寺文書・大乗寺文書を拝見する機会を得、その他の寺院の写真版史料なども合わせ検討する機会があった。こうした調査のなかで、気付くのは、總持寺寺文書のなかには随分と後世に作られたと見られる古文書が多いことである。こうした古文書は、一般に偽文書といわれ、歴史学では史料として退けられるが、これらは決して、簡単に無視したり、その作成を後世のゆがんだ営みとして指弾するだけでは意味がない。むしろ、こうした古文書が何故作成されたのかを考え、その背景を探り、積極的位置づけていくことも必要である。

上記史料集のなかでも、『新修門前町史』は室山孝氏はじめ、長年、加賀能登の古文書を研究してこられた方々が、検討を加え、後世作成された文書や写しのいくつかには注記を付して考察しており、随分参考になる。これまで寺史などで無批判に使用してきた史料の再検討が可能となってきたのである。

この様な史料刊行状況を踏まえ、本稿では、諸寺伝来の古文書のなかから、確実なもの選び、後世潤色された諸寺の由緒から離れて、今一度、加賀能登の曹洞宗寺院の在り方を検討していきたい。そして、宗派内の秩序の問題、また、同じ禅宗とはいえ、公武権力の後押しのものと、加賀能登で莊園をもち、寺院を建立していく臨済禪との関係なども含め考

察していきたい。こうした作業によつて、曹洞宗諸寺がどのように宗派秩序を形成し、競合していたかがわかり、南北朝・室町時代の曹洞宗教団の問題点とその後の時代への影響を見ることができる。

鎌倉時代末期から南北朝時代には、後醍醐天皇の建武の新政、南北両朝の軋轢などがあり、こうした政治動向と諸寺は密接に連動していたのである。室町幕府が力を持つようになると、室町幕府・守護体制のもと、地域社会の諸寺についてもその序列化や勢力の拡大にあたつて、世俗権力の影響は大きかつた。以下、その具体像を明らかにしていきたい。

ちなみに、臨済禅は京都・鎌倉に五山が形成されるが、五山の序列を決定する際に問題となるのは、一「檀信」、二「巨構」、三「久創」といわれた。これは、京都東福寺の学僧で有名な虎闘師鍊の言で、彼はこれを論拠に朝廷に申し出て、東福寺を五山のなかに留めることに成功した¹⁰。檀信はその寺の檀越の身分、巨構は伽藍の規模、久創はその寺の由緯歴史を指す。中世社会における寺格の決定において、檀越の身分の上下がいかに重要であったかがわかる。寺院にとつて宗派内、地域社会で生き抜いていくためには、おのずと政治的立場の確立は重要であった。

一、加賀能登の曹洞宗寺院と檀越

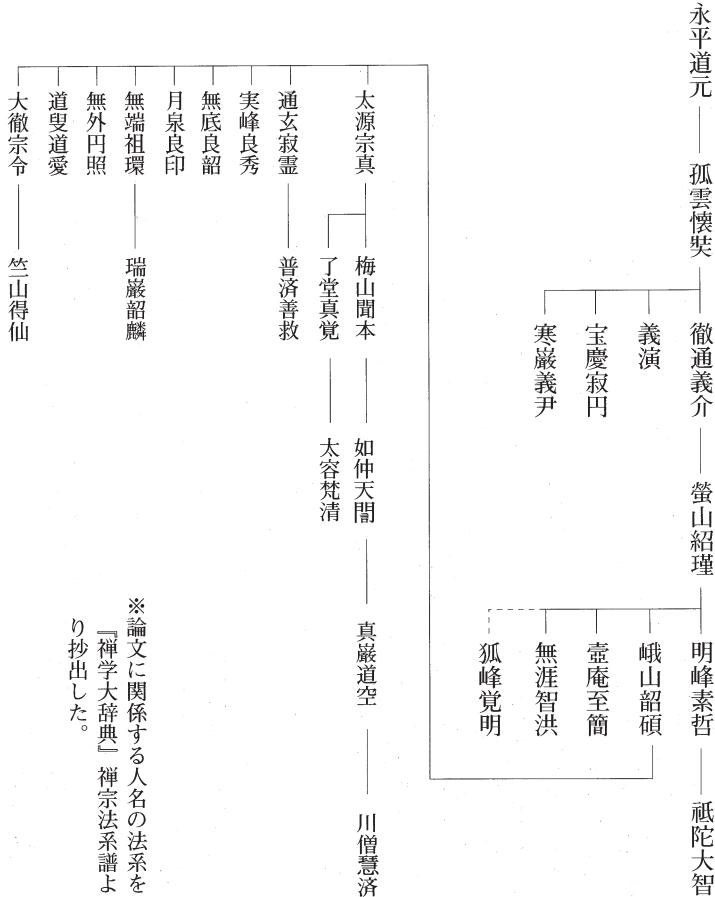
大乗寺 大乗寺については館残翁¹¹、佐藤秀孝¹²、室山孝氏の研究があるがこれらに導かれながら整理していきたい。

大乗寺は永仁元年（一二九三）、富権家尚と澄海阿闍梨が徹通義介を招き、禅寺とした。一代には瑩山紹瑾、三代には臨濟宗法燈派の禪僧、恭翁運良が就任したことで知られる。元亨三年（一二三三）十月九日付、瑩山紹瑾遺跡寺々置文¹³では

一、大乗寺者、先師開法之加州第一之貴寺也、門徒中可レ住持遺跡也、今暫雖不如意僧（恭翁運良）止住管領、開山（徹通義介）素意當家興法為望、日那存正理時者、門徒中尊宿中可レ住持興行、是又永平一（道元）・二（懷奘）・三代（徹通義介）之靈骨安置所也、門徒中可レ再興勤行寺院也、門派可レ存此旨、

とあり、瑩山紹瑾は大乗寺を「加州第一之貴寺」と位置付け、道元はじめ三代の靈骨を安置する重要な寺としている。しかし、この寺に臨済宗法燈派の恭翁運良が住持となつていたことは、瑩山紹瑾にとつて極めて遺憾なことであった。恭翁運良は瑩山紹瑾にも師事しており、関係は深いのであるが、やはり伝法の問題として臨済僧を大乗寺の住持とするわけにはいかなかつた。ただ注目したいのは、恭翁運良の住山が檀那

関係法系図



※論文に関係する人名の法系を
『禪學大辭典』禪宗法系譜よ
り抄出した。

の意志によるもののように、住持選定に当たつて、富権氏の意志が大きく働いていたといえる。

周知のように臨濟宗法燈派は曹洞宗の禪僧との交流も活発で、法燈派の祖、無本覚心も道元と交流があつたり、無本覚心の弟子、孤峰覺明も瑩山紹瑾、峨山韶碩、明峰素哲などと交流があつたことは事実である。檀越の富権氏にとつて京都でも名声高く、積極的に地方展開する法燈派の禪僧は魅力的でもあつたと考えられる。⁽¹⁵⁾

恭翁運良は大乗寺の運営を臨濟宗様にあらためたようで、他の曹洞宗の僧とは隨分摩擦があつた。結局、彼は大乗寺を退き、白山の麓へ、さらに越中へ向かうことになる。

貞和五年（一二四六）には富権家善が田地を寄進し、瑩山

紹瑾の弟子、明峰素哲を大乗寺に迎えて、ようやく曹洞宗寺院として落ちつくことになる。富権家善は守護家庭流の地頭であり、大乗寺は地頭クラスの檀越をもつ寺院であった。

明峰素哲は越中國光禪寺で没し、大乗寺で葬儀が行われるが、その時の参列者には、和泉殿・安原殿・能勢殿・得田殿などの名がみえ、富権氏だけでなく、周辺の在地領主層の帰依を受けていたことがわかる。泉殿は富権の一族といわれ、得田氏は能登国羽咋郡を本拠としている。⁽¹⁶⁾

こうした在地有力者との関係だけでなく、大乗寺は富権氏を媒介として、室町幕府との関係も創出していく。觀応二年

（一二五二）九月には足利尊氏御判御教書⁽¹⁷⁾によつて凶徒退治の祈禱命令が出され、文和一年（一二五三）には足利義詮御判御教書⁽¹⁸⁾を得ていて。觀応元年（一二五〇）十月には足利直義が京都を脱出し、観応の擾乱が本格化し、翌二年八月には、足利直義が北陸へ逃げることになり、北陸は微妙な政治的状況にあつた。文和二年（一二五三）六月には足利義詮は美濃へ逃れしており、大乗寺宛の祈禱命令の文書は、加賀の有力寺院を押さえておく意味でもこれらの文書が出されたと考えられる。大乗寺のある野々市は守護所がある加賀の拠点であり、政治的にも重要な地であった。また、大乗寺にとつても将軍家祈願寺としての地位は軍勢の乱入を防ぐ重要な盾でもあつた。

明徳四年（一二九三）には足利義満から当知行安堵の御判御教書⁽¹⁹⁾を得て、大乗寺所領の安定経営を図つた。この時、富権氏に替わつて斯波義種が守護となり、このもとでも大乗寺が一定の地位を獲得してゐたことがわかる。応永十九年（一二四二）に足利義持は義満の例に倣つて所領の安堵を行つてゐる。

以上見てきたように大乗寺は守護所近くの野々市にあることから、守護富権氏流家を檀越としてもち、加賀国内でも有利な地位にあつた。守護である富権家は在京することも多く、京都の五山僧との交流は多く、仏事法会は基本的に五山僧が

関わった。加賀守護富樺昌家十三回忌は、五山の内でも夢窓派の空谷明応がこれに当たつて⁽²⁵⁾いる。

もつとも、同じ禅宗ということから曹洞宗も重視され、将軍側近であった富樺満成が曹洞禪の僧と交流があることからか、越前の梅山聞本と足利義持の間を取り次いでいる。この時、足利義持は義満七回忌の法語を梅山に求め、上洛も促している⁽²⁶⁾。

足利義持は地方に埋もれた禅僧を登用することに熱心であり、前代の義満もまたすぐれた人材なら山林道人を五山に迎えることを志向していた⁽²⁷⁾。この時期、京都の將軍、守護大名、その被官たちにとっては、禅宗の一派として曹洞宗の禅僧たちへの関心は高かつたのである。

永享二年（一四三〇）には足利義教から所領安堵を受け、この後、大乗寺は永正十四年（一五一七）足利義稙から所領安堵の御判御教書を獲得するとともに、後柏原天皇から勅願寺の縁旨を受けていた⁽²⁸⁾。このように加賀国第一の曹洞宗寺院としてその地位を保つたのである。

永光寺 つぎに永光寺について検討していく。永光寺は文保元年（一三一七）海野信直、平氏女（黙譜祖忍尼）の拝請で瑩山紹瑾が大乗寺から迎えられ永光寺を開いた⁽²⁹⁾。元応元年（一三一九）には、有名な洞谷山置文⁽³⁰⁾が出され、永光寺は、

瑩山紹瑾の「遺身安置」の塔頭とし、自分の嗣書・先師徹通義介の嗣書・師翁である孤雲懷奘の血経・道元の靈骨・天童如淨の語録を永光寺裏山に埋納して五老峰と名づけられた。永光寺の住持職については、瑩山紹瑾の門徒中から嗣法の順を守り住山することと定められていた。また、冒頭に永光寺は酒匂八郎頼親嫡女平氏女祖忍が本願檀越であるとしている。

この置文によつて瑩山は永光寺を自門派の拠点寺院としたのである。中世の曹洞禪は瑩山派の全国的な広がりによりその勢力を誇るようになり、永光寺は本山的意味を持つた。さらに、瑩山は曹洞宗の聖遺物ともいいうべき歴代の嗣書や靈骨等を移動できないように永光寺五老峰に埋めたことは、永光寺を中心とした門派の結束を意図していた。どの宗派でも聖遺物はその帰属を巡つて相論のもとなるが、埋納してしまえばこの恐れはなくなり、瑩山の周到な計画を読み取ることができ。また、嗣法の弟子を順次、住持として就任させることは、鎌倉・京都の五山禪院の住持システムを応用したもので、諸門派から住持を選定するわけではないので徒弟院として同派内の諸門派から住持を選ぶ京都東福寺の制度に似ているといえる。瑩山をはじめこの頃の曹洞宗の禅僧達は五山と交流があつたことからも、組織編成の上で様々な工夫がなされたといえよう。このあたりに教団形成の基をなした瑩山

の面目を見ることができる。

(一三三三二) 護良親王令旨案、中院定平奉書案があり、祈禱命令と若部保の寄進がなされている。^(註) 両状は、検討の余地がある文書であるが、建武政権により永光寺が能登の重要な寺院として認知されていたといえる。建武二年(一三三五)能登国宣^(註)を受け、後醍醐天皇政権より若部保地頭職が寄進されていいる。能登国羽咋郡若部保二四町余は北条氏一門名越時家の所領であつたもので、永光寺はこれに經濟の基礎を置いた。室町幕府が成立すると、建武三年(一三三六)、能登守護、吉見頼顕によつて若部保地頭職は安堵されている。吉見氏については布薩回向注文のなかに吉見頼顕の父、宗寂(頼為)、宗寂内室の名がみえ、各田地一段の寄進がなされている。永光寺は能登守護家吉見氏の領国内における追善仏事を行つ寺の一つである。

建武三年(一三三六)九月、永光寺は足利尊氏より寺領還付の御判御教書^(註)を得て、室町幕府との関係を結んだ。この後、幕府、北朝方として様々な保護を受け、暦応二年(一三三九)光嚴上皇の院宣によつて利生塔に定められた。足利直義は仏舍利二粒を寄進し、この塔に納めた。暦応三年、足利尊氏はあらためて若部保地頭職を塔婆料所として寄進している。^(註) 永光寺は朝廷・幕府に保護される利生塔をもつ寺院として地域

社会でも権威を有するものとなるのである。

守護吉見氏は幕府草創期からの將軍側近で、永光寺に利生塔を建立するにあたつては、吉見氏の意向により幕府の認めるとこどとなつたと考えられる。応安二年(一三六九)吉見氏頼(道源)は後光厳天皇による東寺舍利奉請に際し、二条良基、細川頼之とならび舍利を受け取つている。吉見氏の幕府内での地位をうかがうことができる。

その後、吉見氏、本庄氏、畠山氏と守護は交替するが、永光寺は畠山基國、満慶、義統などの庇護も受けた。

応永十三年(一四〇六)七月、瑞巖韶麟は永光寺に入寺し、入寺法語のなかでは天皇への祝聖香について、准三后足利義満のために拈香し、大檀那畠山満慶への香も焚いている。五山禪林と同様の入寺儀礼をみることができる。これより先、瑞巖は能登宗円寺住持となるが、その時は肥州高官(神保氏久カ)、左金吾(畠山基國)の名がみえ、同時に臨済宗の能登安国寺住持への謝辞も述べている。^(註) 入寺法語の史料的価値は山口隼正氏^(註)の研究に詳しいが、その寺院の外護者や政治的立場がわかるものである。このように、室町幕府守護体制下におかれた永光寺の立場が理解される。

文明十年(一四七八)、永光寺と末寺越中国信光寺は室町幕府奉行人連署奉書^(註)によつて伽藍造営勧進の許可を得ている。文中、朝廷より勧進を許可する綸旨が出されたことが書

かれ、綸旨は現存しないものの、勧進の許可を公武両政権から許可されたことがわかる。文明十一年（一四七九）には、後土御門天皇綸旨⁽⁵⁾によつて祈願所となつた。

以上のように、永光寺は能登国内でも有数の寺院として成長し、利生塔のように公武あげての安国寺利生塔政策の一端を担うものであつた。能登守護吉見氏の外護もあり、室町幕府の初期から手厚い庇護を獲得することができ、大乗寺よりも三十八年早く勅願寺の寺格を得ている。曹洞宗内の位置付けは後述するが、瑩山門派の中心寺院として位置づけられていた。瑩山の弟子、明峰素哲、峨山韶碩などが順次住山し、後には明峰派、峨山派の対立が起つて、瑩山派内の本寺的性格を持つついたことは間違いない⁽⁶⁾。これは、先に見た公武の保護による寺格によつても裏打ちされていたのである。入寺法語に足利義満の名があるように、実質的には室町幕府守護体制下に位置づけられた寺格といえよう。

守護である本庄氏や畠山氏は在京していることから、五山僧との交流が多く、本庄宗成や畠山基國の葬儀は南禪寺・建仁寺の住持を務めた天祥一麟⁽⁷⁾が執り行つてゐる。仏事儀礼の上では、臨済と曹洞はいくつかの差異はあるものの、大陸様の仏事儀礼であり、京都では五山、領国では曹洞宗との関わりが深かつたことがわかり、同じ禅宗として重視されたと見られる。

總持寺 總持寺は元亨三年（一三三二）、瑩山紹瑾が能登国櫛比庄の諸岡觀音堂をあらため禪寺とした。總持寺に伝わる古文書は正文も多くあるが、文書によつては花押は据えられているものの花押影の場合も多く、正文が存在して、重要な内容故、案文を作り花押影を据えたのか、後世、新たに作成し花押をまねて偽作したのか判断に迷うものが多々ある。莊園関係文書は比較的正文が多いが、宗教関係文書の方は注意を要するものが多い。また、南朝関係のものは正文もあるものの、由緒を新たに形成するための後世作成の文書が多い。總持寺文書はきわめて取り扱いに注意が必要である。これは中世における總持寺の位置付けが流動的で、複雑な歴史を反映しているといえる。

元弘三年（一三三三）九月には、建武政権により能登国司中院定平により当知行安堵がなされている⁽⁸⁾。建武四年（一三三三）には室町幕府のもと能登守護吉見頼隆書⁽⁹⁾によつて諸岡寺領以下の安堵が行われた。

南北朝時代から室町時代初頭において、總持寺に出される公権力からの文書は、大乗寺や永光寺に比して少なく、その位置付けは低いといえる。朝廷・幕府から直接出されるものはこの時期ない。

元亨二年（一三三二）、後醍醐天皇から出されたとされる總持寺を「曹洞出世道場」として南禪寺と並ぶ寺格とする綸

旨写⁴⁴は、文書の筆跡・紙質からみて近世に作成されたもので信用できない。また、正平八年（一二五三）有名な瑩山紹瑾への仏慈禪師号を贈った後村上天皇からの口宣案写⁴⁵がのこる。これは、南朝の帰依を受けた臨済宗法燈派の僧で出雲国雲樹寺にいた孤峰覺明が仲介したもので、峨山韶碩はこれを断つている。峨山による拒絶の書状が雲樹寺に現存し、村田正志氏の論考⁴⁶に詳しいが、南朝側からのこうした働きかけがあつたことは事実である。ちなみに、總持寺文書のなかには、正平九年（一二五四）の總持寺を南禪寺と同格にするという後村上天皇綸旨写⁴⁷があるが、これは禪師号一件に絡めて近世に作成されたものであろう。

總持寺文書中、注意しなければならないのは、禪師号が下されようとしたことは、峨山の書状などから事実としても、それに絡めて後世、いくつかの後醍醐天皇や南朝関係文書が作成され、總持寺の由緒を再形成していくことである。

總持寺の檀越としては、櫛比庄の地頭であつた長氏一族があり、延文三年（一二五八）の田地一段四の寄進⁴⁸をはじめ、總持寺の経済的基礎を作つてゐる。長氏一族は峨山韶碩の塔頭法光院、延寿堂などへの寄進もある。応安二年（一二六九）には法堂造営のために田地三段を寄進⁴⁹し、伽藍を整えていつたことがわかる。總持寺は長氏一族の菩提所として出発したのである。

櫛比庄全体の様相は史料的な限界がありわからないが、總持寺はその一部の田地を寄進され、莊園内の寺院として展開した。檀越は地頭クラスの一族であり、当初より守護吉見氏の外護を受け、利生塔を持つ永光寺に比べると地域社会のなかにおける寺院の位置付けは低いものであった。また、大乘寺の方は庶流とはいえ守護一族富樫氏の外護があり、幕府とも関係を結びやすかつた。

櫛比庄は『新修門前町史』のなかでも考証されているように、その一部、櫛比保地頭職（長秀信跡）が南禪寺山門造営料所として寄進されていた。さらに永徳二年（一二八二）足利義満が相国寺を創建すると、寄進され相国寺領となつた⁵⁰。相国寺は京都五山の第二に列し、山内には鹿苑僧録を置き臨濟宗五山派人事の事務を取り扱い、臨済宗の内でも権勢を誇つた。

櫛比庄が幕府に近しい相国寺の莊園となることにより、總持寺の立場も変動していくと考えられる。總持寺では住持の入寺法語のなかに政治権力との関係がみえてくる。

明徳四年（一二九三）十月二十二日、普濟善救が總持寺に入寺するが、この時の法語をみると、この種の儀礼の通例として今上皇帝聖躬万歳と祝聖香を焚き、次いで檀那香として相國寺（櫛比庄）庄主と吉見伊予殿（玄幸）への香が焚かれ、感謝と祈りが表明されている。応永五年（一二九八）竺山得

仙總持寺入寺法語でも檀那香が焚かれ、大檀那として櫛比庄
庄主貞公監院禪師と伊予大守（吉見）玄幸禪定門の名があげ
られている。⁽⁵⁾

祝聖は宋代禪林の儀礼を引き継ぐ一般的なもので、日本では天皇への祈りとされ、この場合は後小松天皇がこれにあたる。祝聖は全国大小の禪宗寺院で一般に行われるもので、この場合、總持寺と後小松天皇が特に関係が深かつたわけではない。檀那香はその寺院によつて対象は異なるもので、その寺の実状を反映していた。總持寺の場合、相國寺庄主と守護吉見氏庶流家が重視されていたのである。

応永六年（一三九九）、足利義満は總持寺を祈願寺とし、敷地・山林・田地を安堵している。⁽⁶⁾ 守護吉見氏、將軍側近吉

檀那として征夷大將軍大相公（足利義持）、檀那として庄主禪師、吉見国頼の名がみえる。⁽⁷⁾ 応永三十一年（一四二四）入寺の瑞巖韶麟の法語でも同様の記述がある。⁽⁸⁾ 将軍が大檀那として出てくるこの変化は、先にみた、応永六年（一三九九）に將軍家祈願寺になることによると言えられる。

長禄四年（一四五八）、足利義政御判御教書では、總持寺の敷地・山林・田地の当知行を認め、祈願所であることを確認している。さらに守護・檀那の違乱を禁じている。この文書を受けて相國寺櫛比庄主紹寛書下⁽⁹⁾が出され、その履行を保證している。總持寺は在地における守護被官の押領や檀越の干渉を排除する意向で、相國寺庄主の干渉も排除しようとしたのである。

しかし、この後、応仁二年（一四六八）川僧慧濟の入寺法語では、將軍香として足利義政への香が焚かれ、檀那香では相國寺庄主の名がみえなくなり、吉見氏の名だけになる。応仁の乱により櫛比庄における相國寺の影響力が低下したのに乘じて、總持寺では相國寺からの庄主を檀那から外したと考えられる。

以上のように、總持寺は地頭クラスの在地領主を檀越とする寺院としてはじまり、次第に寺格を上昇させ、足利義満の代に祈願寺の資格を得て、その地位を補強していくことがわかつた。

見氏の仲介も大きく、『新修門前町史』資料編史料解説のかで言及されているように、將軍近習であつたと考へられる吉見玄幸が仲介し足利義満御判御教書の発給を実現したと考えられている。⁽¹⁰⁾ おそらく、總持寺自体が、この時期、寺格の上昇を図り、吉見氏を動かしたことは事実であろう。また、禪林行政に関わる相國寺との関係も要因となり、祈願寺として認める御判御教書を得たと考へられる。相國寺側は莊園を管理する都聞周三の奉書によつて櫛比荘内の總持寺領を安堵し、段錢の免除も行い、一定程度の優遇をしている。

応永二十九年（一四二二）、太容梵清の入寺法語では、大

以上、三寺の歴史を檀越との関係を中心にして検討していくたが、室町幕府守護体制下の加賀能登において、幕府と結ぶことがいかに重要であったかが理解される。次章では、三寺の曹洞宗内での寺格をめぐる競合を検討していく。

二、曹洞宗内の寺格問題

大乗寺・永光寺・總持寺と加賀能登に有力な曹洞宗寺院が相次いで成立すると、当然その間で寺格の競合が起こる。永平寺は三代相論以後、瑩山紹瑾の門派とは関わりが少ないので、ここでは言及しないが、上記三寺の宗派内での位置付けは、門派の広がりと門派意識の高まり、檀越の力によって様々な軋轢を生じていった。

禅宗のうちでも、例えば臨済宗五山派では、門派間の抗争は激しく、鎌倉における大覚派（蘭溪道隆の門徒）と仏光派（無学祖元の門徒）の争いは激化し、ついに応安七年（一二七四）円覚寺全山焼亡という放火事件まで引き起こしている。⁵⁴⁾鎌倉時代末から南北朝時代において、禅宗が社会に定着し僧の数が増加していくにつれ、禅宗が師弟間の嗣法関係を重視するあまり門派意識が高揚し、やがて派閥抗争へと展開するのである。京都鎌倉の五山においては幕府による強力な介入や寺院法の制定により抗争は押さえられるが、禅宗内の組織構造としては不斷に門派抗争が惹起する可能性はあった。

曹洞宗においても永平寺における三代相論は有名なものであるが、瑩山紹瑾にとって現前の課題は門派の競合をどう抑えていくかであつただろう。瑩山が元応元年（一二一九）十二月八日付置文をのこしたのはこうした門派間抗争を防ぎ、門派の結束を図るためであった。この文書についてはこれまで真偽の議論はあるが、正文が永光寺にのこされており、文書の形態などもおかしいものではない。文言中、五老峰ができる前にこうした置き文をしたためるのがおかしいとの意見もあるが、瑩山がはやくからこうした構想を持っていたとすれば、それほど問題ではない。また、瑩山ともあろう人が檀越を重視し檀越と一通宛文書を交わして持つのはおかしいとの見方もされるが、こうした寺の運営を師檀契約で定めるのはよくあることで、京都大徳寺運営の基礎を作った徹翁義亨もまたこうした文書を作成している。⁵⁵⁾

先にみたように瑩山は永光寺に五老峰を作り、住持も嗣法の弟子たちが順に就任するよう定めた。瑩山は元亨三年（一二三三）瑩山紹瑾遺跡寺々置文⁵⁶⁾をつくり関係する諸寺の位置付けを行つた。この史料は原文書が残らず、『洞谷記』のなかに写されており、永享四年（一四三二）に書写された古い形態をのこす大乗寺本『洞谷記』にもこの記事はある。内容的にも先述の大乗寺の所の記載にあるように、恭翁運良の住山など当時の瑩山門派にとって不都合な事項も記載されてお

り、この置文は比較的信頼が置けるものと考えられる。

これによれば、永光寺は瑩山紹璉の嗣法の弟子が住山すべ
きとされ、諸山のなかでもっとも崇重すべき寺とされている。
永光寺円通院は檀越祖忍大姫の偃息行道の道場とされる。宝
應寺は瑩山の母惠（懷鏡建立）の尼寺で、姪の明照が房主とな
り、今後も尼寺と定めた。光孝寺は能登国最初の独住所とし、
門徒宿老が住持するとした。光孝寺の文書は永光寺に保管さ
れ、永光寺の支配下にあった。加賀国放生寺は加賀第三の僧
所で門徒宿老の休息所として住持を定めた。文書は同じく永
光寺が管理した。加賀国淨住寺は瑩山の弟子無涯智洪門徒が
相承する寺とし、加賀第二の遺跡とした。大乗寺については
第一章で述べたように、瑩山の師、徹通義介が開山であり、
道元以下三代の靈骨を安置していることから加賀第一の貴寺
として門徒中で再興勤行すべきとしている。總持寺は能登國
第三の僧所とされ、門徒中興行すべしとしている。
整理すれば、能登國永光寺が第一の寺であり、第二が光孝
寺、第三が總持寺、加賀國第一は大乗寺、第二は淨住寺、第
三は放生寺となる。この置文のなかでは永光寺が断然、重視
されていたことがわかる。

周知のように瑩山の弟子には明峰素哲・無涯智洪・峨山韶
碩・壺庵至簡の有力な弟子がいたが、特に明峰派、峨山派が
有力でこの両者のもと門派が展開する。峨山韶碩は弟子に惠
有

まれ、月泉良印・道叟道愛・太原宗真・源翁心昭・無外円
照・大徹宗令・無端祖環・実峰良秀・通幻寂靈などが輩出
し、全国的に展開していく。やがて大乗寺は明峰派の、總持
寺は峨山派の拠点寺院となっていく。伊藤良久氏の研究によ
れば、總持寺前住が永光寺に輪住しなくなるのは応永二十五
年（一四一八）以降という。それまでは永光寺を中心にして
秩序が存在したのである。大乗寺も佐藤秀孝氏の研究にある
ように、現実には明峰派下の諸門流、明峰素哲の兄弟弟子で
ある無涯智洪の門派も含め、輪住が行わっていたようで、本
寺としての性格を保っていた。

こうした状況下、当然、寺格の相論が起ころる。応永二十二
年（一四一五）、大乗寺（明峰派）は能登守護畠山満慶に諸
寺の寺格と各寺で西堂・東堂の位を称することが妥当かにつ
いて訴え出た⁶⁵。これによれば、淨住寺と總持寺は大乗寺と同
格であると主張し、その理由は瑩山の弟子である明峰が大乗
寺、無涯智洪が淨住寺、峨山韶碩が總持寺をもらつたわけで、
この三カ寺は私寺であり同等とした。

これに対して大乗寺は、瑩山の師、徹通義介の開山になる
もので總持寺・淨住寺と同列ではないと主張している。また、
大乗寺の明峰素哲は瑩山から門下を差配する僧録に任命され
ており、その支証と譲状があるとしている。また、總持寺住
持の太原宗真が永光寺に出仕する時、大乗寺前住と同等の赤

座具を付けようとしたのを、大乗寺門徒が異議を申し立て、黒座具で出仕したという。座具は、僧が持をする時に敷く布で、脇んで袈裟と共に腕にかけ、目立つものであった。

さらに光恩（穏カ）寺、無等慧崇が永光寺住持となつた時、西堂位の呼称を付すことを訴え出たが、大乗寺側は反対したという。これは、天童山の如淨や道元がこれを用いなかつたことによるとしている。

この訴訟の文脈から、加賀能登において、永光寺は私寺ではなく、瑠璃山が定めた門徒の輪住する「公寺」とみなされ、大乗寺は瑠璃山の師徹通義介の開山であり、僧録をおく寺であることから、總持寺・淨住寺と同等ではないという意識があつたことがわかる。しかし、峨山門徒を中心とした總持寺側は、永光寺の位置は認めるものの、大乗寺・淨住寺とは同等との意識を持ち始めていた。これは峨山門派の人材が増加し、勢力が拡大しているという背景もあるだろう。

さらに、能登守護吉見氏の守護代五井氏の時、永光寺伝灯院で理非を裁決しようとしたところ、淨住寺・總持寺側は永光寺への住山を拒否し、大乗寺（明峰派）が二十余年本寺である永光寺を守つたという。

その後、神保肥前入道（氏久カ）が總持寺派、瑞巖韶麟の弟子となり、この圧力で、淨住寺・總持寺の前住は永光寺住持となつた後、永光寺東堂と称するようになつたという。異

議を唱える加賀の大乗寺（明峰派）は永光寺を占拠した總持寺など峨山派から義絶された。能登の明峰派は、神保氏による所領を没収するという圧力に押され、永光寺に出仕した。こうした、状況を打破するためこの訴状が守護代遊佐美作入道に出され、同年、四月五日、加賀守護である畠山満慶より、大乗寺に理があることが認められ、永光寺を明峰派に打ち渡すよう命じている。

こうした、一連の動きをみてみると、宗派内秩序は流動的であり、門派の勢力、檀越の支援により、動搖した。いわば、いかなる檀越を有するかが、宗派内での寺格にも大きく影響していたのである。

よつて、第一章でみたように、利生塔を有し、室町幕府・北朝とも関係深い永光寺は有利であり、何といつても瑠璃の置文の権威は大きかつた。永光寺は大乗寺にとつても本寺として位置づけられていた。また、大乗寺も早くから守護一族の支援を受け、幕府と関係を持ち、總持寺・淨住寺より優位に立つていた。

また、大乗寺にとつては明峰素哲が僧録に任せられたことは、諸寺の上に位置するためには重要な事項であつた。先述の大乗寺が守護方に提訴した文中ににもこれが大きな論拠となつてゐる。

瑠璃山が明峰素哲を僧録に任じた補任状は今、大乗寺文書中

にあるが、これについては、村田正志氏⁽⁶³⁾の考証により、後世作成された文書との意見が出されている。原文書をみると、瑩山の花押はあるものの、瑩山の花押をまねたもので、しかも僧録補任状の形式も奇妙なものである。また、その後曹洞宗内で僧録が補任されている形跡がなく、僧録職自体の存在が疑わしい。

僧録は中国の職制をまねたもので、日本では康暦元年（一三七九）足利義満が春屋妙葩を僧録任じ、後円融天皇綸旨で追認されている⁽⁶⁴⁾。これは禅家の僧録とされ、臨済・曹洞の区別はない。足利義満の意図は不明であるが、実質は臨済宗五山派の統制管理が主に行われた。こうした五山の動向をもとに、大乗寺（明峰派）と總持寺（峨山派）の競合のなかで、瑩山署判の明峰への僧録補任状が後世、訴訟の行なわれた応永二十二年（一四一五）頃までに作成されたといえる。また、大乗寺から臨済宗法燈派僧の恭翁運良によつて持ち出された「夜碧巖」「棕櫚子」が康永四年（一三四五）大乗寺に返還されている。この二つは大乗寺にとつては寺格を象徴する重要な品といえる。大乗寺は僧録と二つの聖遺物によつてその地位を守ろうとしたのである。

このように、南北朝・室町時代における曹洞宗寺院の立場は、宗派内での由緒・権威付けと共に、室町幕府・守護体制に大きく規定されるものであり、第一章でみたように、幕府

関係の安堵状などを着実に獲得していく必要があつた。

こうした状況下、弟子たちを広範に輩出している峨山派にしても、権力との結びつきは重要であつた。總持寺は地頭クラスが檀越である寺であつたが、守護吉見氏庶流家や相国寺との関係を深め、寺格の上昇を図つたとみられる。しかし、現実には永光寺・大乗寺の方が優位な立場に立ち続けたといえよう。總持寺が曹洞宗内で優位な立場に立つためには新たな権威の創出が必要であつた。

中世的な曹洞宗内の寺格が大きく変動するのが、十六世紀初頭であり、これについては、廣瀬良弘氏によるすぐれた研究があり、詳細はこれにゆずるが、大まかな動きは以下の通りである。永正六年（一五〇九）頃から峨山派の台頭と戦国大名などの外護のもと、總持寺への住山者が急激に増加した。また、永平寺は永正四年（一五〇七）に勅額を獲得、天文八年（一五三九）には後奈良天皇より「曹洞宗第一出世道場」の綸旨を獲得する。さらに、天正十七年（一五八九）、天正十九年（一五九一）に總持寺、永平寺が相次いで「曹洞之本寺」「出世之地」の後陽成天皇からの綸旨を得る。ここに、永平寺・總持寺の近世的な両本山体制が完成するのである。

この動きに則して總持寺は永平寺との対抗上、後醍醐天皇との関係を強調する動きが出てくると考えられる。總持寺文書内には、①元亨二年八月二十八日付、後醍醐天皇綸旨写、

②總持寺十箇条之龜鏡 ③正平九年十月三日付、後村上天皇
綸旨写などの後醍醐天皇や南朝と總持寺の関係を示す文書が
のこるが、これらは、近世になつて意図的に由緒を裏打ちす
るために作成された文書といえる。總持寺にとつては、永光
寺を中心とした中世的体制を乗り越え、永平寺と並ぶ由緒の
獲得が必要であり、こうした文書の作成が行われたのである。

むすび

以上みてきたように、南北朝・室町時代の曹洞宗内秩序は
永光寺を中心に展開されていた。宗派内の寺格の維持に当た
つては、檀越の社会的地位は重要で、かつ五老峰や僧録など
曹洞宗としての独自の由緒・歴史が加わり決定された。永光
寺・大乗寺・總持寺についても、中世後期においては室町幕
府守護体制といかに関係を構築するかが課題であり、これに
よつて地域社会のなかでの安定的な経営も可能となつた。そ
の具体的な過程は諸寺の文書から見ることができた。

中世後期の仏事法会の上でも、將軍や守護・守護被官が顯
密諸宗寺院との繋がりも持つてゐることは事実であるが、葬
儀と追善は禪宗寺院がその多くを担い、將軍・守護など京都
では五山禪僧が担当し、加賀能登の領国では曹洞宗禪僧がこ
れに当たつた。近世的な宗派の縦割りではなくこうした、禪
宗全体の社会的機能も明らかになつたと考えられる。今回、

加賀能登の五山派寺院の実態に踏み込むことはできなかつた
が、永光寺入寺儀式に安國寺の僧が來ていたり、總持寺と相
国寺庄主の関係が深いなど、禪宗内部での深い関係は結ばれ
ていたと考えられる。

むろんこうした状況は、守護大名や地域による偏差はあり、
各地域での検証は必要である。

また、今回採り上げた寺院のなかでも、とりわけ總持寺は
所蔵の古文書のなかでいわゆる偽文書や後世花押も含めて書
写し作成されたものが多い。特に總持寺にとつて後醍醐天皇
の帰依や南朝との繋がりの強調は、戦国期から近世において
他寺との差異化を図るため必要であつたわけである。また、
本寺としての寺院組織に関わる置文類も時代を遡らせて権威
付ける必要があつたと考えられる。これらの寺院組織文書に
ついても、本稿で見てきたような、諸寺の動向をふまえ再検
討が必要であろう。

最初に述べたように、曹洞宗関係古文書の多くが公刊され
るようになつた今、あらためて文書の一つ一つを検討してい
くことにより、曹洞宗の複雑な歴史が明らかになつていく。
また、確実な文書から公武政権との関係性を明らかにするこ
とにより、日本史上の曹洞宗の位置付けも可能となつてくる
のである。本稿はその一例を示したに過ぎない。本文中にも
述べたが、後世作成された文書が史料として価値を失うもの

ではなく、むしろ曹洞宗の歴史を読み解く重要な史料として位置づけられていく必要があるのである。

尚、古文書の原本確認にあたっては、関係諸機関にはたいへんお世話になつた。特に總持寺監院様・總持寺宝物殿館長

納富常天先生、学芸員の方々には、たいへんお世話になつた。また、加能史料編纂室の室山孝先生・木越祐馨先生をはじめ

室員の方々にも種々ご教示いただいた。心より感謝申し上げる。

本稿は二〇〇五年十一月二十一日の駒澤大学における講演をもとに、その内容を論文としてまとめなおしたもので、史料など細かな点を補足した。また、平成十八年度科学研究費基盤研究(C)による成果でもある。

註

- (1) 『永平寺史』上巻第四章（広瀬良弘氏執筆分、一九八二年）。
 - (2) 東隆真『瑩山禪師の研究』春秋社、一九七四年、同氏『洞谷記に学ぶ』曹洞宗宗務所、一九八一年。
 - (3) 広瀬良弘「中世林下禪林の住持方法—能登永光寺輪住制の成立と展開—」（駒澤大学史学論集）第六号、一九七六年）。
 - (4) 伊藤良久「永光寺輪住制度の考察（一）—特に輪住初期について—」（駒澤大学大学院 仏教学研究会年報）一九九八年）、同「永光寺輪住制度の考察（二）—「住山記」をもとにして—」（曹洞宗研究員 研究紀要）二九号、一九九八年）。同「永光寺輪住制度の考察（三）—輪住者の種類について—」
- (5) 原田弘道「總持寺五院輪住制度考」（駒澤大学仏教学部研究紀要）第四六号、一九八八年）。
 - (6) 筑摩書房、一九七二年。
 - (7) 加能史料編纂委員会編、石川県史書刊行会発行、二〇〇六年二月に戦国Vまで刊行。
 - (8) 『金沢市史』通史編、第三編中世第二章第一節三（室山孝）。
 - (9) 「加賀の古刹 大乗寺の名宝」石川県立美術館、一九八七年、『永光寺の名宝』石川県立歴史博物館、一九九八年。
 - (10) 『海藏和尚紀年録』（続群書類從）第九輯下、建武二年条、四八一頁。
 - (11) 館残翁『加賀大乗寺史』北国出版社、一九七一年。
 - (12) 佐藤秀孝「恭翁運良・孤峰覚明と初期曹洞宗教団」（『禪学研究』七七号、一九九九年）、同「明峰素哲と松岸旨測の伝記資料」（駒澤大学禪学研究所年報）一号、二〇〇〇年）。
 - (13) 註（8）。
 - (14) 『野々市町史』資料編1、第二部第四章、一八号文書（以下、『野』史料番号で示す）。
 - (15) 原田正俊「臨濟宗五山派と加賀・能登」（『加能史料研究』一八号、二〇〇六年）。
 - (16) 註（8）。
 - (17) 『野』六三号。
 - (18) 『野』六四号。

- (19) 「野」一〇三号。
- (20) 「加能史料」南北朝Ⅲ、至徳四年四月条、二八〇頁。
- (21) 「加能史料」室町I、応永二十一年五月一日条。
- (22) 「円覚寺文書」二五六（鎌倉市史）史料編二。
- (23) 「野」一三〇・一四五・一四六。
- (24) 永光寺については註(2)東隆真氏研究、本文中前掲「羽咋市史」中世・寺社編、「永光寺史料調査報告」などがある。
- (25) 「加能史料」鎌倉II、元応元年十二月八日条。
- (26) 原田正俊『日本中世の禅宗と社会』第一部第四章、吉川弘文館、一九九八年。
- (27) 「加能史料」鎌倉II、元弘三年四月朔日条、「加能史料」南北朝I、元弘三年八月十三日条。
- (28) 「加能史料」南北朝I、建武二年四月二十一日条。
- (29) 「加能史料」南北朝I、建武三年八月二十八日条。
- (30) 「加能史料」南北朝II、二九三頁。
- (31) 「加能史料」南北朝I、建武三年九月二十八日条。
- (32) 「加能史料」南北朝I、歴応二年十二月十三日条。
- (33) 「加能史料」南北朝I、歴応三年三月六日条。
- (34) 「加能史料」南北朝II、応安四年正月十五日条。
- (35) 「加能史料」室町I、応永十三年七月、二〇九頁。
- (36) 「加能史料」室町I、応永十三年三月、一九一頁。
- (37) 山口隼正「入寺語録の構造と年表」（東京大学史料編纂所研究紀要）八号、一九九八年）、同「曹洞系入寺語録のことども—入寺史料と加能地方—」（『加能史料』会報一一号、一九九九年）。
- (38) 「加能史料」戦国I、文明十年十二月二十一日条。

南北朝・室町時代の大乗寺・永光寺・總持寺（原田）

- (39) 「加能史料」戦国I、文明十一年一月十三日条。
- (40) 註(3)参照。
- (41) 「加能史料」南北朝III、嘉慶三年正月九日条、「加能史料」室町I、応永十三年正月十七日条。
- (42) 「新修門前町史」資料編1、第二編第一章、一六号、一七〇頁（以下「門」資料編1、文書番号、頁で示す）。
- (43) 「門」資料編1、一〇号、一七一頁。
- (44) 「門」資料編2、第一章、四号、一三頁（以下「門」資料編2、文書番号、頁で示す）。
- (45) 「門」資料編2、一三号、一七頁。
- (46) 「村田正志著作集」第一巻第七章第一節、思文閣出版、一九八三年、初出は一九四四年。
- (47) 「門」資料編2、一七号、一九頁。
- (48) 「門」資料編1、一二三号、一七二頁、總持寺の発展と檀越について、「新修門前町史」通史編第二章第一節（室山孝）、第三節（木越祐馨）、第四節（室山孝）が詳しい。
- (49) 「門」資料編1、三〇・三五号、一七五・一七七頁。
- (50) 「門」資料編1、三九号、一七八頁。
- (51) 「門」資料編1、第二編第一章概説（林譲・瀬戸薫）。
- (52) 「門」資料編2、五九号、四〇頁。
- (53) 「門」資料編2、六二号、四二頁。
- (54) 「門」資料編1、八五号、一九四頁。
- (55) 「門」資料編1、一九五頁解説。
- (56) 「門」資料編1、八九号、一九五頁。
- (57) 「門」資料編2、七八号、五〇頁。
- (58) 「門」資料編2、七八号、五〇頁。

- (59) 〔門〕 資料編1、一〇〇号、二〇一頁。
- (60) 〔門〕 資料編1、二〇一号、二〇一頁。
- (61) 〔門〕 資料編2、九七号、五七頁。
- (62) 〔門〕 資料編2、九七号、五七頁。
- (63) 玉村竹三「應安七年円覺寺火災について」（『日本禪宗史論集』上、思文閣一九七六年、初出は一九六〇年）。
- (64) 東隆真「洞谷記に学ぶ」曹洞宗宗務序、一九八一年。
- (65) 〔大日本古文書 大徳寺文書之十三〕三二四号、建武四年五月十五日徹翁義亨筆但馬国安養寺制法。
- (66) 〔野〕一八号。
- (67) 註(4) 第四論文。
- (68) 佐藤秀孝「明峰素哲と大乗寺」（『宗学研究』四三、一〇〇一
年）。
- (69) 〔門〕 資料編2、六九号、四五頁。
- (70) 村田正志「広福・大乗両寺に於ける曹洞宗伝法文書」（『村田
正志著作集』第六卷、思文閣出版、一九八五年、初出は一九
七四年）。
- (71) 〔野〕三八号。
- (72) 註(1)。